

第三期宮崎市子ども・子育て支援プランの策定について

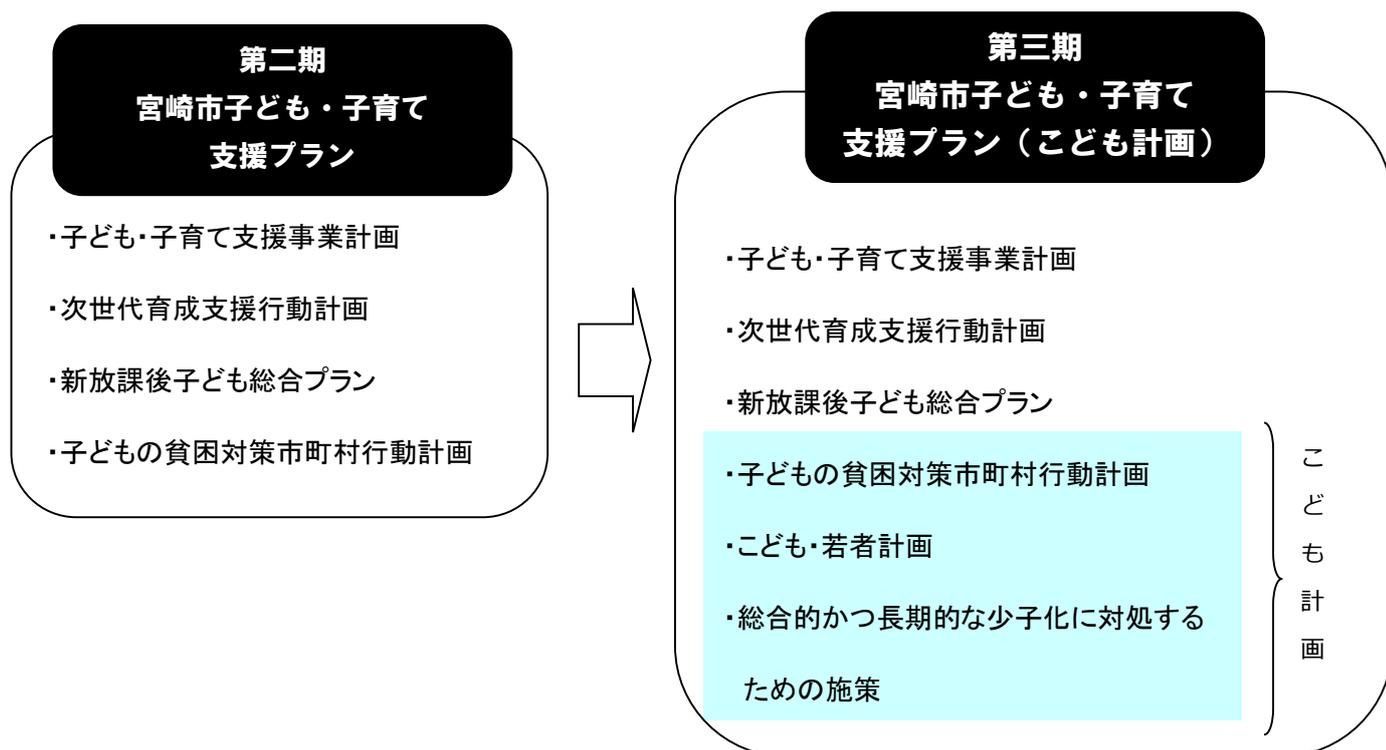
1 第三期宮崎市子ども・子育て支援計画の策定について

- 「第二期宮崎市子ども・子育て支援プラン」は、令和2年度から6年度までの5年計画であり、次期（第三期）プランを策定する必要があります。
- 第二期プランは、「市町村子ども・子育て支援事業計画」とともに、「次世代育成支援対策推進法」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」、「子どもの貧困対策にかかる計画」としての内容も記載しており、次期プランもこれらを一体的に策定を行います。

2 こども計画について

- 令和5年4月1日に施行された「こども基本法」では、第9条で、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」を定めることとされており、今まで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されます。
- また、第10条第2項で、「こども大綱」を勘案した「こども計画」の策定に努めることと（努力義務）定められており、「こども計画」は、子ども・子育て支援計画等の既存の計画と一体的に策定できることとなっています。
- 本市では、第三期プラン策定にあたり、「こども計画」との一体的な策定についても検討を行っていきます。

参考：宮崎市子ども・子育て支援プランの体系



3 市民意識調査について

(1) 調査の目的

教育保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズや子どもや子育て世帯の生活実態、保護者の意識等を把握・分析し、第三期プラン策定のための基礎資料とするため、市民意識調査を行います。

(2) 調査概要（予定）

対象：小学校入学前の児童の保護者 10,000 名、小学生の保護者 6,000 名
を住民基本台帳から無作為抽出を行います

方法：調査票の配付は郵送方式、回収は WEB 方式で行います